

別記様式（第4条関係）

受託研究等委託申請書

年 月 日

和歌山県環境衛生研究センター所長 様

申請者
住所
氏名

和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則第4条の規定により、下記のとおり委託したいので申請します。

記

- 1 委託の区分 試験研究 ・ 調査
- 2 研究等題目
- 3 研究等目的
- 4 研究等の内容
- 5 研究等実施期間についての希望
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 受託料の金額及び納付についての希望
金 円
- 7 特許権等の実施についての希望
- 8 試料等の提供について
- 9 補助者の派遣について

備考 調査委託については、7を除く。

別記第1号様式 (第3条関係)

受託試験研究費又は調査費試算

受託研究等課題	
受託研究等担当者	
受託研究等期間	
労働日数	
人件費	
光熱水費	
設備使用料	
消耗品費	
出張旅費	
その他 〔 〕	
合計	

受託研究等契約書

和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、受託研究等の実施について、次のとおり契約を締結する。

（受託研究等の内容）

第1条 乙は、和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則（平成 年和歌山県規則第 号。以下「規則」という。）及び和歌山県環境衛生研究センター受託研究実施要領（平成 年 月 日施行。以下「要領」という。）に基づき、次の受託研究等の実施を甲に委託し、甲は、これを受託する。

- (1) 研究等課題
- (2) 研究等目的
- (3) 研究等の内容
- (4) 研究等実施機関名 和歌山県環境衛生研究センター
- (5) 研究等実施期間 契約締結の日から 年 月 日まで

2 前項に掲げる受託研究等の実施及びそれに係る権利義務については、規則及び要領の定めるところによるものとする。

（受託料の納付）

《全納の場合》

第2条 乙は、受託料として金 円を甲に支払うものとする。

《分納の場合》

第2条 乙は、受託料として金 円を下記のとおり甲に支払うものとする。

- | | | |
|------|---|---|
| 第1回目 | 金 | 円 |
| 第 回目 | 金 | 円 |

2 乙は、この契約締結後甲の指定する期日までに受託料を納付するものとする。

（試料の提供）

第3条 乙は、受託研究等に要する試料を甲に提供するものとする。

2 前項の試料の搬入に要する経費は、すべて乙の負担とする。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙が規則、要領及びこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

（受託料の返還）

第5条 乙は、乙の期待した研究成果が得られなくても甲に受託料の返還を要求しないものとする。

（受託研究等の公表）

第6条 甲は、乙の業務に支障がないと認める範囲内において、乙の承認を得て受託研究等の内容を公表することができるものとし、乙は業務に重大な支障がある場合のほか、これに承認を与え協力するものとする。

2 乙は、甲が実施した受託研究等の内容を発表又は広告等に使用する場合は、甲の承認を得るとともに関係法令等を遵守するものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、受託研究等によって知り得た情報を第三者に漏洩しないものとする。ただし、あらかじめ相手方に書面による了解を得た場合はこの限りでない。

（受託料が不足する場合）

第8条 甲は、納付された受託料に不足を生じるおそれが発生した場合には、理由等を付して乙に書面により通知するものとし、不足する受託料の負担又は契約の継続について、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協議）

第9条 規則、要領及びこの契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 和歌山県知事 印

乙 住所 印
氏名

共同出願契約書

和歌山県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、共同して行った発明の共同出願について、次のとおり契約を締結する。

（特許権の共有及び持ち分）

第1条 甲及び乙は、次の発明に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を共有するものとする。

（1）発明の名称

（2）発明の内容（特許請求の範囲を中心として発明の概要を記載する。）

2 特許権の持ち分は、甲 %、乙 %とする。

（特許料等）

第2条 前条第1項の発明（以下「本発明」という。）の共同出願に係る特許権の取得及び管理のために必要な費用は、甲及び乙の持分に応じて負担する。

2 前項に定める費用負担については、必要に応じて、甲及び乙と協議により別に定めることができるものとする。

3 乙は、前2項に定める費用を負担しないときは、特許権等に係る自己の持ち分を甲に無償で譲渡しなければならない。

（実施料）

第3条 乙は、本発明を実施しようとするときは、甲と別に実施契約を締結することとし、実施契約で定める実施料を甲に対し支払わなければならない。

（第三者に対する実施の許諾）

第4条 甲又は乙は、第三者に対し本発明の実施を許諾するときは、お互いに相手の同意を得るものとする。

2 甲は、第三者が本発明を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認めるとき、又は乙が正当な理由がなく本発明の実施をしないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、第三者に対し実施の許諾をすることができる。

3 本発明について第三者から徴収する実施料は、持ち分に応じて甲及び乙に帰属するものとする。

（その他）

第5条 規則、要領及びこの契約に定めのない事項、又はこの契約の規定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることができるものとする。

この契約の証としてこの契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 和歌山県知事

印

乙 住 所

氏 名

印

受託試験研究等報告書

和 環 七 第 号
年 月 日

様

和歌山県環境衛生研究センター所長

年 月 日付けで契約を締結した下記受託研究等については、年 月 日に
完了しましたので、和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則第8条の規定により報告します。

記

- 1 研究等課題
- 2 研究等担当職員
- 3 研究等結果 別紙のとおり